

# Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービスATM取引規定

## 1.（適用範囲）

Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービス（以下「料金等払込」といいます。）は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込を行うため、当行所定の現金自動預入払出兼用機（以下「当行ATM」といいます。）において、預金（普通預金（ひろぎん総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金をいいます。以下同じです。）の機能をもつ当行のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引き落とし（ひろぎん総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）または、払込資金として現金を投入し、料金等の払込を行う取扱いをいい、この取扱いについてはこの規定により取扱います。

## 2.（利用方法）

- (1) 料金等払込をするときは、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を当行ATMに正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
- (2) 前項の依頼に基づく照会の結果として当行ATMの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込の依頼を行ってください。  
なお、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って当行所定の事項を正確に入力してください。
- (3) 第1項の依頼内容および第2項の収納機関からの照会結果について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 3.（料金等払込にかかる取引の成立）

- (1) 料金等払込にかかる取引は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して払込資金の受領を確認したときに成立するものとします。
- (2) 前項により取引が成立したときは、当行は、領収書に代えて依頼内容を記載した利用明細票を交付しますので、依頼内容を確認してください。  
この利用明細票は、取引の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
- (3) 次の場合には、料金等払込を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により取扱いできない場合
  - ② 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において当該カードより払い戻すことのできる金額(当座貸越があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合
  - ③ 1日あたりのまたは1回あたりの当該カード利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ④ 当該カードの口座が解約済みの場合
  - ⑤ 当該カードに関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
  - ⑥ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
  - ⑦ 当行または収納機関が料金等払込の取扱いを行うことができないものとして定めた日または時間帯に、料金等払込の取扱いを行う場合
  - ⑧ 当行所定の回数を超えて当該カードの暗証を誤って当行ATMに入力した場合
  - ⑨ 当該カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
  - ⑩ その他当行が必要と認めた場合
- (4) 料金等払込にかかる取引が成立した後は、料金等払込の依頼を撤回することができません。
- (5) 収納機関からの連絡により、料金等払込が取り消されることがあります。
- (6) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

## 4.（取引内容の照会）

- (1) 収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (2) 当行で料金等払込を受け付けるとき、当行および他の金融機関にて既に払込済かどうかは確認を行いません。必要以上に料金等を払込んだ場合、その後の対応については収納機関に直接お問い合わせください。
- (3) 当行が発信した収納済通知について収納機関等から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 5.（通知・照会の連絡先）

- (1) この取引について依頼人へ通知・照会をする場合には、料金等払込の依頼にあたって入力された電話番号または払込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6.（災害等による免責）

次の各号の事由により払込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関または収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

7. **(譲渡、質入れ等の禁止)**

利用明細票およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

8. **(規定の変更)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

9. **(預金規定等の適用)**

- (1) 払込資金等を預金口座から振替えて払込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびひろぎんカード規定等により取扱います。
- (2) なお、この規定に定めのない事項については、普通預金規定、ひろぎん総合口座取引規定、ひろぎん貯蓄預金規定、ひろぎんカード規定および振込規定等その他関連諸規定により取扱います。

以上